

令和6年度金ヶ崎町地域づくり協働補助金（協働支援事業）の審査基準

1 優先的に支援する事業

- ① 地域課題（子育てや高齢者支援、防災や空き家対策など）に資する事業
- ② 次世代が主体的に地域で活動するための体制整備などに資する事業

※原則として既存事業での装備品の更新は認めません。

2 事業を審査する基準

（1）優先して審査する事項

- ① 申請する事業を継続して実施するため、担い手確保や役割分担ができています。
⇒体制が不十分で、次年度に継続されない事業が散見されます。
- ② 類似組織が自主財源で実施していない事業である。
⇒原則、類似組織が自主財源で実施している事業等は、補助の対象としません。
- ③ 購入した物品の効果的な活用が見込まれる事業である。
⇒購入した物品を継続して使用していない事例が散見されます。

（2）対象外とする事業費

- ① 公民館の備品（机や椅子、座椅子、音響など）
- ② 個人の資産に繋がる物品（郷土史などは対象とします）
- ③ 食糧費（事業に従事する者の昼食代などは対象とします）
- ④ 景品代（少額の参加賞は対象とします）

（3）その他

- ①上記の基準を原則としますが、人口規模、面積や地理的条件等の特別の事情がある場合は別途検討します。
- ②申請においては、役員の一部で申請を決定するのではなく、必ず団体構成員の合意形成を得てから申請いただくようお願い致します。

3 参考

地域課題の解決等に向けた事業は、地域でのワークショップや現状分析や、仕組みづくりなどに向けた地域での話し合いが重要となります。

外部の専門家の派遣等も補助の対象となりますので、検討される場合はご相談下さい。